

公開請求の内容及び処理状況

| 請求日 | 決定日 | 公文書の件名 | 決定内容 | 非公開事由 (7条該当号) | 担当局 | 担当 |
|-----------------|-----------------|---|------------|------------------|-----|-------|
| 平成30年 12月3日 | 平成30年 12月17日 | 区民モニターの各調査について、全区役所から「調査した結果、取得したデータにつきましては、母集団の代表となっているとは必ずしも言えないということを認識した上で、必要に応じて様々な関連情報を合わせて、施策・事業を進める上での総合的な判断を行う際に活用しています。」などとの説明がありました。標本が母集団の代表になっていない場合、標本の集計結果は何を意味するものなのかが不明ならざるを得ないにもかかわらず、「施策・事業を進める上での総合的な判断を行う際に活用」できるというのはいかなる根拠によるものなのかが示されている文書を公開してください。 (北区に係るものについて) | 不存在 | 号 | 北区 | 政策推進課 |
| 平成30年 12月19日 | 平成31年 1月11日 | H30. 1. 18付公益通報（リハセン〇〇係長の厚生年金病院への出張についての不正） | 公開請求 却下 | 号 | 北区 | 福祉課 |
| 平成30年 12月26日 | 平成31年 1月16日 | ①総務局がH30年3月作成の「権利を濫用とした特定公開請求者からの公開請求の却下について」、②H30. 7. 25付福祉局北区が作成した「公文書公開及び保有個人情報開示実施における説明について」は所属長決裁がない。この文書の内容に係り作成に必要な職務権者が確認できる文書。 | 公開請求 却下 | 号 | 北区 | 福祉課 |